



Yamauchi Patent News

VOL. 64

ニュースの目次

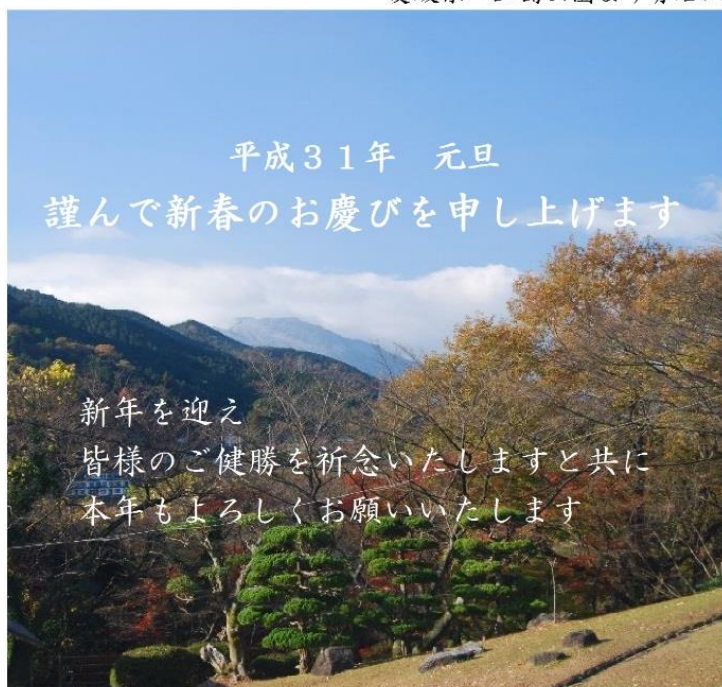
- 1. あけましておめでとうございます
- 2. 今年の抱負
- 3. 進歩性判断の再考（その5）
- 4. TPP11 協定に伴う知的財産関連法案の改正



1. あけましておめでとうございます



愛媛県 三島公園より赤石山



今年は「平成」が終り、新しい御代が始まります。

写真は、所長山内の出身地である四国中央市の三島公園から望んだ赤石山の遠景です。山頂にはわずかですが積雪が見られますが、当日は青空と緑深い近景が映える明るく温かい日でした。新しい御代が明るく温かい年月であれば、と思っています。

(所長山内康伸)



2. 今年の抱負



☆今年の抱負（所長 山内康伸）

正月休みにADR（裁判外紛争解決手続）に関する米国ロースクール教授の著作を読んではいたら、交渉方式には、自己利益の最大化をゴールとする敵対的アプローチと、共通利益をゴールとする問題解決的アプローチの二つがあるとの解説があり、そのあとWin-Win関係が得られる問題解決的アプローチを推奨すると読める記述が目にとまりました。

一般的にアグレッシブな印象のあるアメリカ法曹界でも日本的な共存共栄の発想があることに気が付き、それが印象的でした。

やはり、合理性を追及するにしても、根底には「心の温かさ」を以って、仕事に臨みたいと思います。

☆今年の抱負（副所長 山内 伸）

今年は弊所の30周年です。20周年イベントのとき、私は弁理士試験の結果発表の直前で、「合格した暁には、皆さんのお役に立てるよう努力したい」と挨拶したことを覚えています。あれから10年、初心を忘れずに、皆さんのお役に立てるよう、クライアント目線で考え、知恵を絞り、有益な提案をしていきたいと思っています。



さて、今年の9月に30周年イベントを行う予定です。詳細は、決まり次第連絡いたしますので、楽しみにしておいてください。

☆今年の抱負（赤松 善弘）

専門である電気化学を活かしてクライアント様の知財戦略構築に貢献したいと思っています。とくに、皆様とのコミュニケーションを重視しています。本年も宜しくお願い致します。



☆今年の抱負（原 一敬）

昨年、趣味（身体を動かすこと）と実益（英語の練習）を兼ねて、国の特別名勝「栗林公園」のボランティアガイドとなり、英語で外国の方を案内しています。限られた週末のみですが、すばらしい景観の中で、外国の方と価値観を共有する機会を得られ、いい経験になっています。



ご興味のある方は、知財だけでなく、この点でも声をかけていただければと思います。

今年もよろしくお祈りいたします。

☆今年の抱負（山内 章子）

昨年平成30年は、特許法等の改正があった他、12月30日には、「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」（TPP11協定）が発効し、知的財産関連の法律（特許法・著作権法・商標法・地理的表示法）にも大きな影響がありました。



目まぐるしく改正される知的財産法の世界ですが、今年もクライアントに皆様のために、有益な情報を提供していきたいと思います。

本年もよろしく申し上げます。

>>

3. 進歩性判断の再考（その5） （山内 康伸）

>>

前回（その4）では、副引例の適格性を検討しました。今回（その5）は、主引例と副引例の組合せを検討しようと思っておりましたが、前回までに紹介してました進歩性の判断ステップのブロック図を多少変更したほうが理解しやすいことに気付きました。

これまでのブロック図では、副引例の選択までのステップの後に直ちに容易想到性の判断ステップに移っていたのですが、新バージョンでは次ページの図のように、ステップ3（副引例の選択）とステップ5（容易想到性の検討）との間にステップ4として「本発明の再構築」ステップを入れたことが違ってきます。

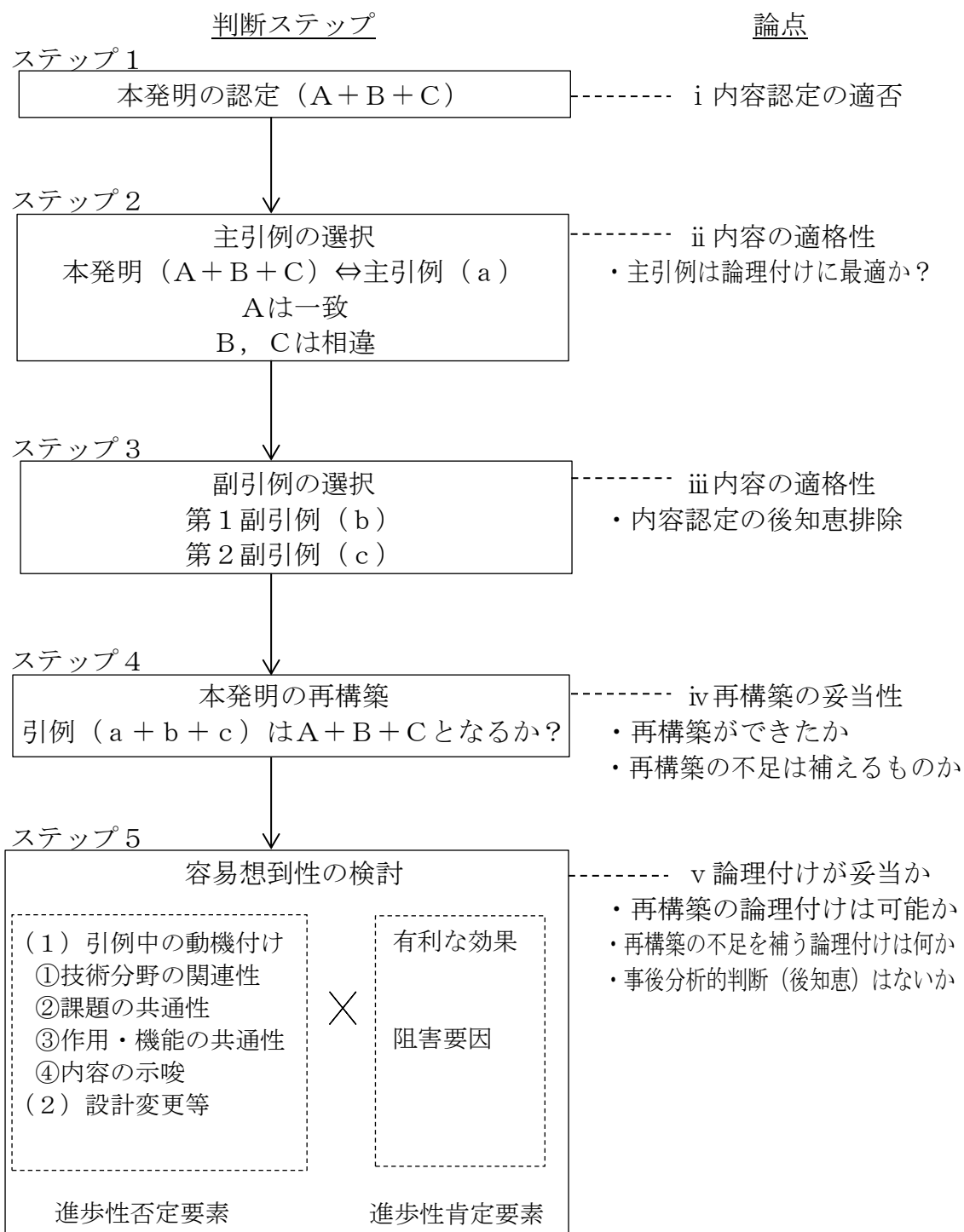
もっとも、これは進歩性判断の理論を整理しやすいという意味であって、進歩性有無の主張の際に必ずステップ4を入れるという提案ではありません。実務で第4ステップを入れるかどうかは、事案の複雑さ等を勘案して取捨選択すればよいと思います。

ところで、これまでの進歩性判断の裁判例には「当業者」を切り口とする視点は余りなかったように思います。そこで、今後の検討では、できるだけ「当業者」をキーワードとして検討を加えてみたいと思います。

なお、特許庁審査基準では、当業者を以下のように説明しています。

- (i) 請求項に係る発明の属する技術分野の出願時の技術常識を有していること。
- (ii) 研究開発（文献解析、実験、分析、製造等を含む。）ための通常の技術的手段を用いることができること。
- (iii) 材料の選択、設計変更等の通常の創作能力を発揮できること。
- (iv) 請求項に係る発明の属する技術分野の出願時の技術水準にあるもの全てを自らの知識とすることができ、発明が解決しようとする課題に関連した技術分野の技術を自らの知識とすることができること。

進歩性判断の手法



上記図のうち、右側にはとくに問題となる論点を示しています。

以下、上記各ステップを概略的に説明します。

ステップ1では本発明の内容認定の適否が問われ、ここではリパーゼ判決の趣旨と向き合うこととなります。

(4) 地理的表示法における改正項目（施行日は政令で定める日）

① 地理的表示（GI）の外国との相互保護の仕組みを導入

日本と同等水準と認められる GI 制度を有する外国と GI リストを交換し、当該外国の GI 産品について、所要の手続きを行った上で、農林水産大臣が指定します。

今回は、上記著作権改正項目について、もう少し詳しく解説したいと思います。

以上